

静岡県公立大学法人固定資産貸付料等規則

平成19年4月1日 規則第20号

改正 平成27年4月1日、令和元年10月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）が徴収する固定資産貸付料等（静岡県公立大学法人職員住宅規程（平成19年規程第12号）に規定する職員住宅の貸付料を除く。）の額及び取扱いについて定めるものとする。

(貸付料等)

第2条 固定資産貸付料等（以下「貸付料等」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設を貸し付ける場合の貸付料（別表第1）
- (2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者（以下「電気通信事業者という。」）が同条第4号に規定する電気通信事業の用に供する線路及び空中線並びにこれらの附属設備（以下「線路」という。）を設置するため土地を使用する場合の貸付料（別表第2）
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者（以下「電気事業者」という。）が同項第9号に規定する電気事業の用に供する電線路及びその附属設備（以下「電線路」という。）を設置するため土地を使用する場合の貸付料（別表第3）
- (4) 上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件（以下「地下埋設物」という。）を地下に埋設して使用する場合の貸付料（別表第4）
- (5) 附属図書館文献複写料（別表第5）

(貸付期間の計算)

第3条 貸付期間の計算については、当該期間が1年未満の場合及び1年未満の端数を生じた場合は月割計算、当該期間が1月未満の場合及び1月未満の端数を生じた場合は日割計算により計算する。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2号及び第3号に規定する場合の貸付期間は、当該期間が1年未満の場合及び1年未満の端数を生じた場合は、その端数は1年として計算する。

(貸付料等の最低限度額及び端数の切捨て)

第4条 貸付料等（附属図書館文献複写料を除く。）の額を計算した場合において、貸付料等の額が100円未満であるときは、その額は100円とし、貸付料等の額に10円未満の端数があるときは、その端数の額は切り捨てるものとする。

(貸付料の特例)

第5条 第2条第1号の施設のうち、講義室、講堂、体育館、その他の部屋（付帯する設備を含む。）を学外者に対して、一時的に貸し付ける場合（1か月未満の貸付に限る。）における貸付料の額及び計算方法については、別表第1の額及び前2条の規定にかかわらず、理事長が別に定める。

(貸付料等の減免)

第6条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付料等（附属図書館文献複写料を除く。）を減免することができる。

- (1) 法人の職員又は学生が福利厚生のために供する場合
- (2) 静岡県又は静岡県から委託された団体が公共用又は公益の目的で使用する場合
- (3) 法人に関連する団体が公共用又は公益の目的で使用する場合
- (4) 地域貢献の推進に資するものと認められる場合
- (5) その他、理事長が認めた場合

(貸付料等の不還付)

第7条 既納の貸付料等は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により使用ができなくなったときは、この限りでない。

(補則)

第8条 貸付料等の徴収等この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。

別表第1（第2条第1号関係）

施設を貸付ける場合の年額貸付料

区分		算出方法
土地	基準貸付料	基準貸付料は、取得価格等適正な1平方メートル当たりの価格に100分の3を乗じて得た額とする。ただし、近傍類似地の時価を勘案し、100分の2から100分の4までの範囲内において、その乗率を変更することができる。
	年額貸付料	貸付料の年額は、基準貸付料に当該土地の貸付面積を乗じて得た額（貸付期間が1月に満たない場合にあつては、その額に100分の110を乗じて得た額）に諸経費相当額を加算した額とする。
建物	基準貸付料	基準貸付料は、取得価格等適正な1平方メートル当たりの価格に100分の6を乗じて得た額とする。
	年額貸付料	貸付料の年額は、次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額に諸経費相当額を加算した額とする。 (1) 基準貸付料に当該建物の貸付面積を乗じて得た額。 (2) 当該建物の建て面積に相当する土地の貸付料の年額に当該建物の延べ面積のうち貸付する面積の割合を乗じて得た額。
諸経費相当額		電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信の役務の提供に係る料金及び清掃費その他の経費の年額により算出するものとする。

別表第2（第2条第2号関係）

電気通信事業者が線路を設置するため土地を使用する場合の年額貸付料

種類	単位	金額
本柱	本柱（H柱又は人形柱を除く。）、コンクリート柱若しくは鉄柱1本又は鉄塔の貸付面積1.7平方メートルまでごとに	1,500円
	H柱又は人形柱1本ごとに	3,000円
支線又は支柱	1本ごとに	1,500円
附属設備	線路保護用柱、水底線標示柱、支線柱、標柱又は標石1本ごとに	1,500円
	ハンドホール又はマンホール1個ごとに	3,000円
土地に定着する建物その他の工作物	路線を支持する場所1箇所ごとに	1,500円
その他の設備	貸付面積1.7平方メートルまでごとに	1,500円

別表第3（第2条第3号関係）

電気事業者が電線路を設置するため土地を使用する場合の年額貸付料

種類	単位	金額
本柱（木柱、コンクリート柱又は鉄柱）	1本 H柱又は人形脚数をもって本数とする。	1,500円
支線又は支柱	1本 地下ケーブル長さ40mごとに支線1本（端数切上げ）と換算する。	
その他の設備鉄塔	貸付面積1.7平方メートル又はその端数ごとに	

別表第4（第2条第4号関係）

地下埋設物のために土地を使用する場合の年額貸付料

区分	単位	金額
外径30センチメートル未満	1メートル	30円
外径30センチメートル以上 50センチメートル未満	1メートル	34円
外径50センチメートル以上 100センチメートル未満	1メートル	44円
外径100センチメートル以上 200センチメートル未満	1メートル	80円
外径200センチメートル以上	1メートル	100円

備考

- 貸付する長さが1メートルに満たないときは1メートルとし、1メートルに満たない端数があるときは、その端数を1メートルとする。
- 貸付期間が1月に満たない場合は、算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。

別表第5（第2条第5号関係）

附属図書館文献複写料

区 分			備考	
			学内者	学外者
電子式複写方式による複写	A3判1枚	白黒	10円	35円
		カラー	50円	75円

備考

- A3判未満も同一料金とする。
- 郵便料等は、文献複写依頼者の実費負担とする。